

地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）一覧

令和6年4月現在

対象資産	関連法令	対象税目	取得時期	適用期間	特例割合	根拠法令
汚水又は廃液処理施設	水質汚濁防止法	固定資産税 (償却資産)	令和6年4月1日～ 令和8年3月31日	期限なし	2分の1	法附則第15条第2項第1号 市税賦課徴収条例附則第6条 の4の2第1項
下水道除害施設	下水道法	固定資産税 (償却資産)	令和6年4月1日～ 令和8年3月31日	期限なし	5分の4	法附則第15条第2項第5号 市税賦課徴収条例附則第6条 の4の2第2項
認定事業者が認定事業により新たに取得した公共施設等	都市再生特別措置法	固定資産税 (家屋・償却資産)	令和5年4月1日～ 令和8年3月31日	5年度分	5分の3	法附則第15条第14項 市税賦課徴収条例附則第6条 の4の2第3項
特定都市再生緊急整備地域で認定事業者が認定事業により新たに取得した公共施設等	都市再生特別措置法	固定資産税 (家屋・償却資産)	令和5年4月1日～ 令和8年3月31日	5年度分	2分の1	法附則第15条第14項但書 市税賦課徴収条例附則第6条 の4の2第3項但書
津波対策用償却資産	津波防災地域づくりに関する法律	固定資産税 (償却資産)	平成28年4月1日～ 令和10年3月31日	4年度分	2分の1	法附則第15条第21項 市税賦課徴収条例附則第6条 の4の2第4項
津波避難施設	津波防災地域づくりに関する法律	固定資産税 (家屋)	平成30年4月1日～ 令和9年3月31日 ※指定日	5年度分	3分の2	法附則第15条第22項第1号 市税賦課徴収条例附則第6条 の4の2第5項
津波避難施設	津波防災地域づくりに関する法律	固定資産税 (家屋)	平成30年4月1日～ 令和9年3月31日 ※協定日	5年度分	2分の1	法附則第15条第22項第2号 市税賦課徴収条例附則第6条 の4の2第6項

地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）一覧

令和6年4月現在

津波避難施設	津波防災地域づくりに関する法律	固定資産税 (家屋)	平成30年4月1日～ 令和9年3月31日	5年度分	2分の1	法附則第15条第22項第3号 市税賦課徴収条例第附第6条 の4の2第7項
津波避難施設	津波防災地域づくりに関する法律	固定資産税 (償却資産)	指定避難施設に指定された日以 降	5年度分	3分の2	法附則第15条第23項第1号 市税賦課徴収条例附則第6条 の4の2第8項
津波避難施設	津波防災地域づくりに関する法律	固定資産税 (償却資産)	協定締結日以後	5年度分	2分の1	法附則第15条第23項第2号 市税賦課徴収条例附則第6条 の4の2第9項
太陽光発電設備 (出力1,000kW未満)	再生可能エネルギー 電気の調達に関する 特別措置法	固定資産税 (償却資産)	令和6年4月1日～ 令和8年3月31日	3年度分	3分の2	法附則第15条第25項第1号イ 市税賦課徴収条例附則第6条 の4の2第10項
風力発電設備 (出力20kW以上)	再生可能エネルギー 電気の調達に関する 特別措置法	固定資産税 (償却資産)	令和6年4月1日～ 令和8年3月31日	3年度分	3分の2	法附則第15条第25項第1号ロ 市税賦課徴収条例附則第6条 の4の2第11項
地熱発電設備 (出力1,000kW未満)	再生可能エネルギー 電気の調達に関する 特別措置法	固定資産税 (償却資産)	令和6年4月1日～ 令和8年3月31日	3年度分	3分の2	法附則第15条第25項第1号ハ 市税賦課徴収条例附則第6条 の4の2第12項
バイオマス発電設備 (出力10,000kW以上 20,000kW未満)	再生可能エネルギー 電気の調達に関する 特別措置法	固定資産税 (償却資産)	令和6年4月1日～ 令和8年3月31日	3年度分	3分の2	法附則第15条第25項第1号ニ 市税賦課徴収条例附則第6条 の4の2第13項

地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）一覧

令和6年4月現在

太陽光発電設備 (出力1,000kW以上)	再生可能エネルギー 電気の調達に関する 特別措置法	固定資産税 (償却資産)	令和6年4月1日～ 令和8年3月31日	3年度分	4分の3	法附則第15条第25項第3号イ 市税賦課徴収条例附則第6条 の4の2第14項
風力発電設備 (出力20kW未満)	再生可能エネルギー 電気の調達に関する 特別措置法	固定資産税 (償却資産)	令和6年4月1日～ 令和8年3月31日	3年度分	4分の3	法附則第15条第25項第3号ロ 市税賦課徴収条例附則第6条 の4の2第15項
水力発電設備 (出力5,000kW以上)	再生可能エネルギー 電気の調達に関する 特別措置法	固定資産税 (償却資産)	令和6年4月1日～ 令和8年3月31日	3年度分	4分の3	法附則第15条第25項第3号ハ 市税賦課徴収条例附則第6条 の4の2第16項
水力発電設備 (出力5,000kW未満)	再生可能エネルギー 電気の調達に関する 特別措置法	固定資産税 (償却資産)	令和6年4月1日～ 令和8年3月31日	3年度分	2分の1	法附則第15条第25項第4号イ 市税賦課徴収条例附則第6条 の4の2第17項
地熱発電設備 (出力1,000kW以上)	再生可能エネルギー 電気の調達に関する 特別措置法	固定資産税 (償却資産)	令和6年4月1日～ 令和8年3月31日	3年度分	2分の1	法附則第15条第25項第4号ロ 市税賦課徴収条例附則第6条 の4の2第18項
バイオマス発電設備 (出力10,000kW未満)	再生可能エネルギー 電気の調達に関する 特別措置法	固定資産税 (償却資産)	令和6年4月1日～ 令和8年3月31日	3年度分	2分の1	法附則第15条第26項第4号ハ 市税賦課徴収条例附則第6条 の4の2第19項
浸水防止用設備 (防水板、防水扉など)	水防法	固定資産税 (償却資産)	平成29年4月1日～ 令和8年3月31日	5年度分	3分の2	法附則第15条第28項 市税賦課徴収条例附則第6条 の4の2第20項

地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）一覧

令和6年4月現在

浸水被害軽減地区内の土地	水防法	固定資産税 (土地)	令和2年4月1日～ 令和8年3月31日	3年度分	3分の2	法附則第15条第37項 市税賦課徴収条例附則第6条 の4の2第22項
雨水貯留浸透施設	特定都市河川浸水被害対策法・下水道法	固定資産税 (償却資産)	令和3年11月1日～ 令和9年3月31日	3年度分	3分の1	法附則第15条第41項 市税賦課徴収条例附則第6条 の4の2第23項
貯留機能保全区域	特定都市河川浸水被害対策法・下水道法	固定資産税 (償却資産)	令和4年4月1日～ 令和7年3月31日	3年度分	4分の3	法附則第15条第42項 市税賦課徴収条例附則第6条 の4の2第24項
サービス付高齢者向け賃貸住宅	高齢者の居住の安定確保に関する法律	固定資産税 (家屋)	平成27年4月1日～ 令和7年3月31日	5年度分	3分の2	法附則第15条の8第2項 市税賦課徴収条例附則第6条 の4の2第25項
長寿命化に資する大規模な修繕等が行われたマンション	マンションの管理の適正化の推進に関する法律	固定資産税 (家屋)	令和5年4月1日～ 令和7年3月31日	1年度分	3分の1 減額	法附則第15条の9の3第1項 市税賦課徴収条例附則第6条 の4の2第26項
家庭的保育事業	児童福祉法	固定資産税 (家屋・償却資産)	平成29年4月1日～	期限なし	2分の1	法第349条の3第27項 市税賦課徴収条例第50条の2 第1項
居宅訪問型保育事業	児童福祉法	固定資産税 (家屋・償却資産)	平成29年4月1日～	期限なし	2分の1	法第349条の3第28項 市税賦課徴収条例第50条の2 第2項

地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）一覧

令和6年4月現在

事業所内保育事業	児童福祉法	固定資産税 (家屋・償却資産)	平成29年4月1日～	期限なし	2分の1	法第349条の3第29項 市税賦課徴収条例第50条の2 第3項
----------	-------	--------------------	------------	------	------	---------------------------------------